
平成 30 年度 士別市教育推進の重点

士別市教育大綱の基本理念と基本目標に基づき、平成 30 年度に推進する重点項目については、次のとおりとします。

1. 学校教育

【基本方針】

「社会に開かれた教育」や「主体的・対話的で深い学び」を柱とする「新学習指導要領」を踏まえ、子どもたちが真に「生きる力」を身につけていくためにも、自ら学ぶ姿勢や学ぶ喜びを体得する教育をめざします。また、その基盤となる心身の健全で着実な成長を図る教育を推進します。

【重点的施策・事業】

- (1) 新学習指導要領への移行期間としての取り組みの推進（学校教育課）
- (2) いじめ・不登校・体罰の防止強化と対応・充実（学校教育課）
- (3) 消費者教育、人権教育、非核平和教育の推進（学校教育課）
- (4) 特別な支援を必要とする児童生徒への支援の充実（学校教育課）
- (5) 地域資源を活かし、ふるさとを愛する心を育くむ教育の実践（学校教育課）
- (6) ふるさと給食の充実（給食センター）
- (7) みよし市への子ども派遣交流事業の実施（学校教育課・社会教育課）
- (8) 学校適正配置計画に基づく取り組みの推進（学校教育課）
- (9) 生徒個々に応じた東高ならではの教育の推進（東高）
- (10) 奨学金貸与制度の充実（学校教育課）

2. 社会教育

【基本方針】

「第 2 期士別市人づくり・まちづくり推進計画」に基づき、市民の自主的・主体的な学習活動を促進し、生涯学習のまちづくりの実践に努めます。

また、文化財の保護・活用や地域に伝わる無形文化財の伝承活動など、地域の伝統文化や歴史を学び、後世に伝えていく取り組みを進め、子どもたちをはじめとする市民の郷土愛の醸成に努めます。

【重点的施策・事業】

- (1) 子ども会育成事業の推進と子ども会活動への参加促進（中央公民館）
- (2) 子どもの学習習慣・生活習慣の定着促進（社会教育課・中央公民館）
- (3) 土曜子ども文化村事業の充実（社会教育課・中央公民館・博物館）
- (4) 子ども議会・子ども夢トークの開催（中央公民館）
- (5) 土別まちづくり塾の開催（中央公民館）
- (6) 九十九大学・大学院の充実（中央公民館）
- (7) 市民の自主的学習活動に対する支援（中央公民館・地域教育課・情報センター）
- (8) 道民カレッジとの連携推進（社会教育課）
- (9) 社会教育関係職員の研修機会の充実（社会教育課）
- (10) 有形・無形の文化財や歴史に学び、継承していく取り組みの推進
(社会教育課・博物館)
- (11) 北海道命名 150 年・松浦武四郎生誕 200 年関連事業の実施（博物館）

3. スポーツの振興

【基本方針】

「健康・スポーツ都市宣言」を踏まえ、「第 2 期土別市スポーツ推進計画」に基づく取り組みの着実な実行に努めます。特に本年は、「チャレンジデー」への参加など、スポーツを実践する機会創出に努め、「市民皆スポーツ」を推進します。

本市「地方創生総合戦略」の柱の一つである「合宿の聖地創造」に向けて、合宿の里土別推進協議会の取り組みや「合宿の里ステップアッププラン」の一層の推進に努めます。

3年目を迎える「ホストタウン」では、引き続き、代表選手などの合宿招致に努めるとともに、文化団体やスポーツ少年団の派遣交流など、オリンピックレガシーの創出をめざします。

【重点的施策・事業】

- (1) チャレンジデーへの参加などによる市民スポーツ・運動機会の拡大
(スポーツ課)
- (2) 総合型地域スポーツクラブの活動拡充に向けた取り組みへの連携
(スポーツ課)
- (3) 体育協会との連携強化（スポーツ課）
- (4) 各種スポーツイベントの充実と参加拡大（スポーツ課）
- (5) 各種スポーツ教室・オリンピック教室の開催（スポーツ課）
- (6) 合宿環境の充実（スポーツ課）

- (7) トップアスリートと市民との接点の拡大（スポーツ課）
- (8) ホストタウンとしてのスポーツ・文化交流の推進（スポーツ課）

4. 文化・芸術の振興

【基本方針】

市民生活に潤いを生み出す文化・芸術活動の推進に向けて、文化振興条例を踏まえ、市民の自発的な活動の支援や創作活動の活性化に努めるとともに、その魅力が日常的に感じられる風土づくりをめざします。

【重点的施策・事業】

- (1) 市民の文化・芸術活動の推進(中央公民館・地区公民館・図書館・情報センター)
- (2) 市民の舞台芸術活動の支援（地域教育課）
- (3) 芸能・芸術鑑賞機会の提供（文化センター・地域教育課）
- (4) 市民の読書・文芸活動の促進（図書館）
- (5) 日本版画協会巡回土別展 30 周年記念展の開催（博物館）
- (6) しべつアーティスト・イン・レジデンスの実施（博物館）

5. 教育・学習環境の整備

【基本方針】

教育活動の改善や充実に向けた取り組みを進め、地域全体で子どもの学びや成長を支える体制の強化を図り、地域と学校との連携・協働を推進します。

そのほか、学校で山積する課題の解決に向けた取り組みに加え、教育・学習活動のソフト・ハード両面での環境整備に努めます。

【重点的施策・事業】

- (1) コミュニティ・スクールの推進と地域学校協働活動の展開
(学校教育課・社会教育課)
- (2) 運動部活動ガイドラインの検討（学校教育課）
- (3) 学校現場における働き方改革の推進（学校教育課）
- (4) 学校施設・設備の充実（学校教育課）
- (5) スポーツ施設の整備（スポーツ課）
- (6) 社会教育施設の整備（公民館・文化センター）
- (7) つくも青少年の家の機能代替検討（つくも青少年の家）
- (8) 青少年健全育成に向けた啓発活動（社会教育課）